

託送供給等約款の認可について

当社は、2023年12月1日、電気事業法第18条第1項<sup>\*1</sup>に基づき、「託送供給等約款」の変更に係る認可申請を経済産業大臣に行い、本日、当社申請内容のとおり認可されました。

「託送供給等約款」とは、小売電気事業者や発電事業者等が、当社の送配電設備を利用する場合の料金等の供給条件を定めたものであり、今回の主な変更内容については、以下のとおりです。

○主な変更内容

(1) 託送料金の見直し

a. 「発電側課金」の導入

国の審議会において、2024年度から発電側課金を導入することが整理されたことを踏まえ、当社は、発電側課金に係る料金を新たに設定いたしました。

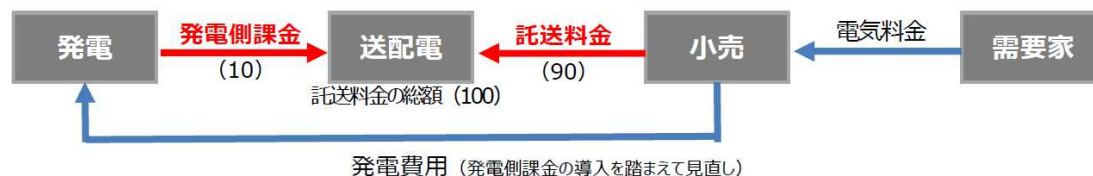
発電側課金は、システムを効率的に利用するとともに、再生可能エネルギーの導入拡大等に向けた送配電設備の維持・拡充を効率的かつ確実にを行う観点から、これまで小売電気事業者に託送料金としてご負担いただいていた送配電関連費用の一部を、発電事業者に直接ご負担いただく制度<sup>\*2</sup>です。

【参考】費用負担のイメージ

<現行の託送料金制度> 小売事業者（需要側）に100%課金



<発電側課金の導入後（イメージ）>



出典：発電側課金の導入について 中間とりまとめ

(2023年4月 電力・ガス取引監視等委員会 制度設計専門会合)

b. 見直し内容

発電側課金の導入に伴い、託送料金について、発電事業者に向けた料金（発電側料金）と、小売電気事業者に向けた料金（需要側料金）に区分のうえ、託送料

金の見直しを行いました。各料金の 1kWh あたりの平均託送料金は、以下のとおりです。

見直しにあたっては、2023年11月に変更承認を受けた2023年度から2027年度の収入の見通し（2023年11月24日お知らせ済み）を反映いたしました。

【見直し前後の託送料金平均単価】 (単価は税抜)

		見直し後	見直し前	差
発電側		0.51円/kWh	—	0.51円/kWh
需要側	特別高圧	1.89円/kWh	2.32円/kWh	▲0.43円/kWh
	高圧	4.24円/kWh	4.83円/kWh	▲0.59円/kWh
	低圧	10.18円/kWh	10.75円/kWh	▲0.57円/kWh

## (2) 供給条件の見直し

発電側料金に係る契約、料金の算定・支払い等の供給条件を新たに設定いたしました。また、業務運営の効率化を図る観点から、2025年3月31日をもって、自然災害などの原因で一定時間以上の停電があった場合に実施していた需要側料金の割引（停電割引）を廃止いたします。

## ○実施日

本日認可された「託送供給等約款」は、2024年4月1日から実施いたします。

### ※1 電気事業法第18条第1項（託送供給等約款）

一般送配電事業者は、その供給区域における託送供給等に係る料金その他の供給条件（以下この款において単に「供給条件」という。）について、経済産業省令で定める期間ごとに、経済産業省令で定めるところにより、託送供給等約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。当該期間中において、これを変更しようとするときも、同様とする。

### ※2 次の対象を除き、系統に接続する全ての電源を課金対象とする。

- ・最大受電電力が10kW未滿の電源と実際の逆潮流が10kW未滿の電源については、当面の間、課金対象外。
- ・制度開始までに認定を受けているFIT（固定価格買取制度）/FIP（フィード・イン・プレミアム）電源については、調達期間/交付期間内においては、課金対象外。

また、需要地近郊や既に送配電網が手厚く整備されている地域など、送配電網の追加増強コストが小さい地域への立地インセンティブを与える割引制度を設定する。

以上

（別紙）託送供給等約款 料金一覧

## 託送供給等約款 料金一覧

種 別			料金率 (2024年3月31日まで)	料金率 (2024年4月1日以降)	
接続送電サービス (常時)	電灯	電灯定額 接続送電 サービス	10ワットまでの1灯につき	円/灯 44円31銭	41円79銭
			10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	円/灯 88円61銭	83円57銭
			20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	円/灯 177円22銭	167円13銭
			40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	円/灯 265円83銭	250円70銭
			60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	円/灯 443円05銭	417円85銭
		100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	円/灯 443円05銭	417円85銭	
		小 型 機 器 料 金	50ボルトアンペアまでの1機器につき	円/機器 132円33銭	124円81銭
			50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	円/機器 264円66銭	249円61銭
			100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	円/機器 264円66銭	249円61銭
		電灯標準 接続送電 サービス	基 本 料 金	託送供給等約款19(2)イ(i)による契約電力 1キロワットにつき	円/kW 226円60銭
	電流制限器/主開閉器による契約容量 1キロボルトアンペアにつき			円/kVA 166円10銭	166円10銭
	電流制限器による契約電流 5アンペア			円 83円05銭	83円05銭
	電流制限器による契約電流 15アンペア		円 249円15銭	249円15銭	
	電力量料金 1キロワット時につき	円/kWh 9円24銭	8円58銭		
	電灯時間帯別 接続送電 サービス	基 本 料 金	託送供給等約款19(2)イ(i)による契約電力 1キロワットにつき	円/kW 226円60銭	226円60銭
			電流制限器/主開閉器による契約容量 1キロボルトアンペアにつき	円/kVA 166円10銭	166円10銭
			電流制限器による契約電流 5アンペア	円 83円05銭	83円05銭
			電流制限器による契約電流 15アンペア	円 249円15銭	249円15銭
		電力量 料 金	昼間 1キロワット時につき	円/kWh 9円92銭	9円23銭
	夜間 1キロワット時につき		円/kWh 8円46銭	7円85銭	
電 灯 従 量 接 続 送 電 サービス		電力量料金 1キロワット時につき	円/kWh 12円96銭	12円31銭	
動力	動力標準 接続送電 サービス	基 本 料 金	託送供給等約款19(2)イ(i)による契約電力 1キロワットにつき	円/kW 630円30銭	630円30銭
			主開閉器による契約電力 1キロワットにつき	円/kW 457円60銭	457円60銭
		電力量料金 1キロワット時につき	円/kWh 9円46銭	8円57銭	
	動力時間帯別 接続送電 サービス	基 本 料 金	託送供給等約款19(2)イ(i)による契約電力 1キロワットにつき	円/kW 630円30銭	630円30銭
			主開閉器による契約電力 1キロワットにつき	円/kW 457円60銭	457円60銭
		電力量 料 金	昼間 1キロワット時につき	円/kWh 10円18銭	9円21銭
	夜間 1キロワット時につき		円/kWh 8円66銭	7円85銭	
動 力 従 量 接 続 送 電 サービス		電力量料金 1キロワット時につき	円/kWh 19円79銭	18円90銭	

種 別				料金率 (2024年3月31日まで)	料金率 (2024年4月1日以降)		
接続送電サービス	接続送電サービス (常時)	高圧	高圧標準接続送電サービス	基本料金 契約電力1キロワットにつき	円/kW	706円20銭	706円20銭
				電力量料金 1キロワット時につき	円/kWh	2円84銭	2円08銭
			高圧時間帯別接続送電サービス	基本料金 契約電力1キロワットにつき	円/kW	706円20銭	706円20銭
				電力量料金	昼間 1キロワット時につき	円/kWh	3円10銭
		夜間 1キロワット時につき	円/kWh		2円53銭	1円88銭	
		高圧従量接続送電サービス	電力量料金 1キロワット時につき	円/kWh	14円41銭	13円66銭	
		特高	特別高圧標準接続送電サービス	基本料金 契約電力1キロワットにつき	円/kW	456円50銭	456円50銭
				電力量料金 1キロワット時につき	円/kWh	1円43銭	0円96銭
			特別高圧時間帯別接続送電サービス	基本料金 契約電力1キロワットにつき	円/kW	456円50銭	456円50銭
				電力量料金	昼間 1キロワット時につき	円/kWh	1円53銭
	夜間 1キロワット時につき	円/kWh	1円32銭		0円91銭		
	特別高圧従量接続送電サービス	電力量料金 1キロワット時につき	円/kWh	8円91銭	8円43銭		
	ピークシフト割引	高圧で供給する場合 1キロワットにつき	円/kW	600円60銭	600円60銭		
		特別高圧で供給する場合 1キロワットにつき	円/kW	388円30銭	388円30銭		
	臨時接続送電サービス	電灯	電灯臨時定額接続送電サービス	総容量が50ボルトアンペアまでの場合		3円93銭	3円71銭
				総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合		7円85銭	7円41銭
				総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合 100ボルトアンペアまでごとに		7円85銭	7円41銭
				総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合		78円57銭	74円10銭
			総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合 1キロボルトアンペアまでごとに		78円57銭	74円10銭	
			電灯臨時接続送電サービス	基本料金 契約容量1キロボルトアンペアにつき	円/kVA		電灯標準接続送電サービス(主開閉器契約)の料金率を10パーセント割り増したものの
電力量料金 1キロワット時につき				円/kWh	10円16銭	9円44銭	
動力			動力臨時定額接続送電サービス	契約電力1キロワット1日につき		124円54銭	117円52銭
		動力臨時接続送電サービス		基本料金 契約電力1キロワットにつき	円/kW		動力標準接続送電サービス(主開閉器契約)の料金率を20パーセント割り増したものの
電力量料金 1キロワット時につき			円/kWh	11円35銭	10円29銭		
高圧		高圧臨時接続送電サービス	基本料金 契約電力1キロワットにつき	円/kW		高圧標準接続送電サービスの料金率を20パーセント割り増したものの	
			電力量料金 1キロワット時につき	円/kWh	3円41銭	2円50銭	
特高		特別高圧臨時接続送電サービス	基本料金 契約電力1キロワットにつき	円/kW		特別高圧標準接続送電サービスの料金率を20パーセント割り増したものの	
			電力量料金 1キロワット時につき	円/kWh	1円72銭	1円14銭	
予備送電サービス	予備送電サービスA (予備線)	高圧で供給する場合 契約電力1キロワットにつき	円/kW	78円10銭	78円10銭		
		特別高圧で供給する場合 契約電力1キロワットにつき	円/kW	68円20銭	68円20銭		
	予備送電サービスB (予備電源)	高圧で供給する場合 契約電力1キロワットにつき	円/kW	100円10銭	100円10銭		
		特別高圧で供給する場合 契約電力1キロワットにつき	円/kW	96円80銭	96円80銭		

種 別			料金率 (2024年3月31日まで)	料金率 (2024年4月1日以降)	
サ1 接続 ビ送 電	近接性評価割引	受電電圧が標準電圧6,000ボルト以下の場合 1キロワット時につき	円/kWh	55銭	—
		受電電圧が標準電圧6,000ボルトをこえ140,000ボルト以下の場合 1キロワット時につき	円/kWh	44銭	—
		受電電圧が標準電圧140,000ボルトをこえる場合 1キロワット時につき	円/kWh	22銭	—

種 別			料金率 (2024年3月31日まで)	料金率 (2024年4月1日以降)			
系 統 連 系 受 電 サ ー ビ ス	基本料金	本土	系統連系受電課金対象電力1キロワットにつき	円/kW	—	93円04銭	
		特別高圧系統のある離島 (新潟県 佐渡島)	系統連系受電課金対象電力1キロワットにつき	円/kW	—	80円83銭	
		特別高圧系統のない離島 (山形県 飛島、新潟県 粟島)	系統連系受電課金対象電力1キロワットにつき	円/kW	—	80円80銭	
	電力量料金	1キロワット時につき		円/kWh	—	0円29銭	
	系統設備 効率化割引A	受電電圧が標準電圧 140,000 ボルトを こえる場合	割引区分A-1	系統連系受電課金対象電力1キロワットにつき	円/kW	—	34円02銭
			割引区分A-2	系統連系受電課金対象電力1キロワットにつき	円/kW	—	6円86銭
			割引区分A-3	系統連系受電課金対象電力1キロワットにつき	円/kW	—	3円43銭
		受電電圧が標準電圧 140,000 ボルト 以下の場合	割引区分A-1	系統連系受電課金対象電力1キロワットにつき	円/kW	—	34円02銭
			割引区分A-2	系統連系受電課金対象電力1キロワットにつき	円/kW	—	13円73銭
			割引区分A-3	系統連系受電課金対象電力1キロワットにつき	円/kW	—	6円86銭
系統設備 効率化割引B	割引区分B-1	系統連系受電課金対象電力1キロワットにつき	円/kW	—	46円77銭		
	割引区分B-2	系統連系受電課金対象電力1キロワットにつき	円/kW	—	18円92銭		

種 別			料金率 (2024年3月31日まで)	料金率 (2024年4月1日以降)		
イ ン バ ラ ン ス	離 島 イ ン バ ラ ン ス 料 金	接続供給 発電量調整供給	不足インバランス 1キロワット時につき	円/kWh	57円74銭	57円74銭
			余剰インバランス 1キロワット時につき	円/kWh	23円33銭	23円33銭

種 別			料金率 (2024年3月31日まで)	料金率 (2024年4月1日以降)			
離 島 ユ ニ バ ー サ ル 調 整	平均燃料価格 算定諸元	換算係数	α (石油)	1.0000	1.0000		
			β (LNG)	—	—		
			γ (石炭)	—	—		
		離島基準燃料価格		円	79,300円	79,300円	
		離島調整上限燃料価格		円	119,000円	119,000円	
	基準調整 単 価	定額制 供給	電 灯	10ワットまでの1灯につき	円/灯	4厘	4厘
				10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	円/灯	9厘	9厘
				20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	円/灯	1銭8厘	1銭8厘
				40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	円/灯	2銭5厘	2銭5厘
				60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	円/灯	4銭3厘	4銭3厘
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに				円/灯	4銭3厘	4銭3厘	
小 型 機 器			50ボルトアンペアまでの1機器につき	円/機器	1銭3厘	1銭3厘	
			50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	円/機器	2銭5厘	2銭5厘	
			100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	円/機器	2銭5厘	2銭5厘	
			電灯臨時定額 接続送電 サービス		総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0厘	0厘
		総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	1厘	1厘			
		総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合 100ボルトアンペアまでごとに	1厘	1厘			
		総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	7厘	7厘			
		総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合 1キロボルトアンペアまでごとに	7厘	7厘			
動力臨時定額 接続送電サービス		契約電力1キロワット1日につき	8厘	8厘			
従量制供給 1キロワット時につき			円/kWh	1厘	1厘		

※1 記載の料金率には消費税等相当額を含んでおります。(離島基準燃料価格および離島調整上限燃料価格を除く。)

※2 記載の料金率には、以下のとおり法令により定められた賠償負担金相当額および廃炉円滑化負担金相当額を含んでおります。(いずれも税込)

(電灯料金、小型機器料金、電力量料金、電灯臨時定額接続送電サービス料金および動力臨時定額接続送電サービス料金が対象。)

賠償負担金相当額 (低圧および高圧: 0.06円/kWh, 特別高圧: 0.04円/kWh) 廃炉円滑化負担金相当額 (低圧: 0.10円/kWh, 高圧および特別高圧: 0.09円/kWh)